

四日市市告示第184号

四日市市在宅医療啓発活動事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市在宅医療啓発活動事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市在宅医療啓発活動事業補助金交付要綱（平成23年四日市市告示第250号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象事業)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる事業は、在宅医療の推進を図るために<u>本市の区域内において市民を対象とし、一般の参加者を募集することを条件に開催する講演会、討論会、イベント、勉強会等の周知・啓発活動事業とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる事業は、在宅医療の推進を図るために<u>市民を対象として行う周知・啓発活動事業であって、一般の参加者を募集することを条件とし次のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>本市の区域内において開催する講演会、討論会、イベント、勉強会等</u></p> <p>(2) <u>在宅医療に係る施設または医療機関等のみ訪問し、日帰りで行う視察</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>平成32年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、告

示の日から施行する。

(健康福祉部健康福祉課)